

熊本市地域公共交通計画策定支援業務委託 仕様書

1 業務名

熊本市地域公共交通計画策定支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第五十九号）」に基づき本市が策定する「地域公共交通計画（以下、「新計画」という）」について、策定にかかる支援を行い、円滑に策定作業を進めることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

4 計画構成等

新計画の対象区域や計画期間、計画構成は以下を基本としている。

- ① 対象区域 熊本市全域とする。ただし、本市に近接する地域との連携は視野に入れて策定する。
- ② 計画期間 令和9年（2027年）4月1日～令和14年（2032年）3月31日までの5年間とする。
- ③ 計画構成 「本編」と「参考資料編」の2部構成とする。また、別途毎年度「アクション編」を作成する。
「本編」には、新計画の施策の方針や目標、当該目標を達成するための施策等を記載。
「参考資料編」には、本市の現状や上位・関連計画の概要等の参考情報を記載。
「アクション編」には、新計画に記載した各施策について、計画期間中毎年度、どのような内容を実施するかを明示することを想定し作成するもの。

5 業務内容

受託者は、委託者と協議の上、4. 計画構成等を踏まえ、以下の項目を基本として業務を実施するものとする。

（1）熊本地域における交通の現状・課題の整理

① 公共交通の現状

- ・ 本市に存する公共交通各モードの現状（利用者数・運転士数の推移、路線図、収支等）
- ・ 自転車（シェアサイクル含む）利用状況（シェアサイクルポートの数、利用者数、駐輪場の整備状況等）

- ・ 将来の公共交通利用者数・運転士数、本市の公共交通分野に対する支出額の推移
- ・ 桜町バスターミナル、熊本駅、上熊本駅、南熊本駅等の主要駅（熊本市内に存する駅及び熊本都市圏の駅、並びに熊本市電の電停）の利用状況
- ・ 熊本市がこれまで実施してきた公共交通利用者に対する集計済のアンケート調査結果を踏まえた公共交通利用者の意向
- ・ パークアンドライドの状況（各施設の概要、利用状況等）

② 道路交通の現状

- ・ 熊本市における主要渋滞箇所
- ・ 熊本市がこれまで取り組んだ渋滞対策
- ・ 道路の整備状況
- ・ バスレーンの箇所

③ 公共交通の課題

- ・ ①及び②の結果を受けた公共交通の課題の整理

(2) 計画に記載する施策を実施する上での基本方針及び目標の整理

- ① 公共交通が果たすべき役割
- ② 目指す公共交通の将来像
- ③ 本計画に記載する施策を実施する上での基本的な方針・関係者（公共交通利用者、行政、交通事業者、その他事業者）の役割
- ④ ②に定める将来像に向かうための目標・指標

(3) 目標達成のための施策の整理及び効果の予測

以下の施策を整理するにあたって、受託者は、委託者が提示する施策について、目標達成の可能性や妥当性に関する定量的な効果の予測及び分析を行い、委託者に提示するものとする。

① 実施する施策の整理

実施する施策は委託者が提示する方針ごとに整理し、かつ、各方針において「基幹公共交通（鉄軌道・バス）」「地域間公共交通（バス）」「地域内公共交通（バス、コミュニティ交通、シェアサイクル）」ごとに実施する施策を整理する。

- ② 公共交通の利用促進その他に関する施策
- ③ 地域の将来像の整理

- ・ ①及び②の施策を実施することで達成される「地域の将来像」の整理

(4) 計画の達成状況に関する検証・評価手法の整理

- ① 計画の進捗管理体制
- ② 目標の達成状況の評価手法

(5) 本計画の内容を補完する参考情報の整理

① 地域の概況

- ・ 地勢、地理
- ・ 熊本市の人口動向、将来人口
- ・ 土地利用状況
- ・ 熊本都市圏、熊本市における移動特性
- ・ 熊本市における自家用車の普及状況
- ・ 公共交通施策を実施することで、他の分野（社会保障、環境負荷等）に波及する効果
- ・ 観光客の推移 等

② 上位計画・関連計画の概要

- ・ 熊本市第8次総合計画
- ・ 熊本市都市マスタープラン
- ・ 熊本県都市計画区域マスタープラン
- ・ 熊本都市圏都市交通マスタープラン
- ・ 熊本市公共交通グランドデザイン
- ・ 熊本市立地適正化計画
- ・ 熊本市公共交通基本条例
- ・ その他関係する計画

③ 熊本市における公共交通に関する取組経緯

④ 現計画に位置付けた個別事業の取組状況等

⑤ 本計画に記載される用語の解説

(6) 計画の作成

本仕様書5（1）～（5）の内容を踏まえ、次のとおり計画（全体版、概要版）を作成する。作成の際は、委託者の求めに応じて必要な助言や資料の提供を行うこと。

① 作成する計画

- ・ 地域公共交通計画 素案
- ・ 地域公共交通計画 全体版（本編）
- ・ 地域公共交通計画 全体版（参考資料編）
- ・ 地域公共交通計画 概要版

② 作成に当たっての留意事項

- ・ 図、表、グラフ等を用いて分かりやすく整理すること。
- ・ 国土交通省が公表している地域公共交通計画の「アップデートガイダンス Ver1.0」の内容を踏まえて作成すること。
- ・ 「地域公共交通計画 全体版（本編）」は30～50ページ程度とし、シンプルで分かりやすい構成とすること。

- ・ 「地域公共交通計画（概要版）」は、委託者が指定する内容にて作成すること。

(7) その他

- ・ 本仕様書4③にある、毎年度使用する「アクション編」のひな形を作成する。
- ・ アクション編は、委託者が年度ごとに作成するものであり、新計画に記載した具体的な施策について、実施する内容や時期が具体的に分かるようなものとする。

6 スケジュール（想定）

- ・ 令和8年7月初旬 契約締結
- ・ 9月末まで 次期計画（素案）の作成
- ・ 令和9年2月末まで 次期計画（最終案）のとりまとめ

7 作業における留意事項

- ・ 原則として、整理する内容は委託者が指定する。
- ・ 本業務における「整理」とは、本業務を通じて得た情報や受託者が予め持つ情報について、理解を促進する文書作成、図や表の作成作業を指す。
- ・ 受託者において整理する項目は、本仕様書5.に記載したものとし、委託者は、必要に応じて、受託者と協議の上、本計画策定のために整理する項目を追加できるものとする。
- ・ 計画策定にあたっては、関係法令等を十分把握した上で作業を行うこととし、委託者が「熊本地域公共交通活性化協議会」「地域公共交通に関する特別委員会」「熊本交通機構設立検討協議会」等を通じて並行して検討及び整理していく公共交通に係るスキームやサービス水準等、「熊本県地域公共交通計画」、「熊本都市圏都市交通マスタープラン」及びその他の関連計画と整合させること。
- ・ 本計画策定に必要な情報のうち、委託者が有する情報について、適宜受託者に提供する。
- ・ 作成した数値データ、図、表を包括的にとりまとめ、業務報告書を作成すること。

8 打合せ協議

担当者間の協議は適宜行うものとし、少なくとも業務着手時、中間時、計画最終案とりまとめ時の計3回、打合せ協議を行う。

9 成果品

- ・ 業務報告書 2部
- ・ 上記データファイル（電子媒体又は委託者が指定する方法）
- ・ 熊本地域公共交通計画及び概要版 各2部（計4部）
- ・ 上記データファイル（電子媒体又は委託者が指定する方法）
- ・ その他、委託者が必要と認めるもの

10 成果品の帰属

成果品その他本業務で生じる著作物等に関する一切の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。

11 その他（特記事項等）

- ・ 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- ・ 本業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項が生じた場合や、疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者で協議を行うこと。
- ・ 受託者は、本業務を遂行する中で知り得た情報等について、契約期間中及び契約期間終了後のいずれにおいても、委託者の許可なく他の業務等に使用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。
- ・ 受託者は、あらかじめ書面により委託者の承諾を得ていない場合、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・ 受託者は、委託者と緊密な連絡を取り、円滑な作業の進捗を図ること。